

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第12条 <u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>35,490円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>38,220円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,140円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項<u>第5号</u>に掲げる者 <u>54,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>65,520円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>120万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第8号イ、第9号イ又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>70,980円</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第12条 <u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>23,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>23,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>36,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項<u>第4号</u>に掲げる者 <u>52,600円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>65,700円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>125万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第7号イ、第8号イ又は第9号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,300円</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保</p>

険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 81,900円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 87,360円

(10) 次のいずれかに該当する者 98,280円

(11) 前各号のいずれにも該当しない者
103,740円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第14条

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第7条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日

険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 81,500円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 84,100円

(9) 次のいずれかに該当する者 94,600円

(10) 前各号のいずれにも該当しない者
99,900円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第14条

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ並びに第6号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条及び第14条第4項の規定は、平成27年度分以後の年度分の介護保険料から適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。